

3. 新たに取り組むべき重点施策

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

建設副産物の高い再資源化・縮減率等の継続維持と、目標未達成品目ならびに他よりも目標設定の低い品目の更なる向上を図るために、再資源化・縮減等の状況の変化を早期に確認できるよう、従来の建設副産物実態調査に加えて建設副産物物流のモニタリング等を強化していくことが重要である。また、目標未達成品目については目標未達成とはいえ、再資源化・縮減率は一定レベルとなっていることから、更なる向上を目指すためには、再資源化・縮減が出来ずに、直接最終処分をしている要因等の詳細な調査・分析が重要である。

大都市圏では、近年、建築物等の解体量ならびにこれに伴うコンクリート塊の発生量が増加しており、再生クラッシャランの滞留懸念があることから、再資源化施設におけるストック状況等の物流の把握・データ化を図ることが必要である。

そのほか、建設発生土の不適切な取扱いが一部で発生していることから、建設発生土の内陸受入地での取扱いについてもモニタリングを行っていくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①民間も含めた受発注者による個々の建設工事における建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況や直接最終処分へ搬出している要因を把握するため、建設副産物情報交換システムを改善し、モニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。
- ②建設副産物の再資源化・縮減率等の状況変化を早期に確認するため、建設副産物情報交換システムの改善、データ登録の促進および再生資源利用計画書・実施書、マニフェスト届出情報を活用することにより、データ入力者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、毎年の建設副産物物流のモニタリングを民間も含めた受発注者と連携して実施する。
- ③地方公共団体や産業廃棄物業界等の関係者と連携し、一部の地域で滞留懸念がある再生クラッシャランについて、ストック状況等の物流を把握し、そのデータを基に必要に応じて利用徹底・拡大を推進する。

なお、建設副産物物流のモニタリング手法等の概要を下記に示す。

1) 品目毎の現場搬出状況等のモニタリング

建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥について、搬出状況（搬出先、直接最終処分要因など）をモニタリングし、再資源化施設への搬出が不十分

な業者へ搬出徹底を要請する。

2) 再生クラッシャランの利用状況・ストック状況のモニタリング

再生クラッシャランの利用状況をモニタリングし利用が不十分な発注者や建設業者へ利用徹底を要請する。

3) リサイクル阻害要因や再生資材利用状況の項目追加

建設副産物実態調査等で用いている「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」をベースに、建設工事におけるリサイクル阻害要因（直接最終処分場への搬出理由など）や再生資材利用状況（用途、利用量、利用率など）等に関する項目を新たに追加し、建設副産物の物流情報をシステム上でデータ登録、収集できるよう改善する。

4) 既存届出情報に基づく情報補完

当初は情報登録やデータ捕捉率が十分上がらないことが想定されることから、これらの情報把握のため、既存法令に基づく届出等（資源有効利用促進法に基づく再生資源利用（促進）計画書（実施書）、廃棄物処理法に基づくマニフェスト情報など）を活用する。

5) 業界団体への協力要請

現在のC O B R I S利用率は国交省直轄工事はほぼ10割となっているものの地方公共団体は約2～3割、民間企業はごく僅かとなっていることから、特に民間工事のデータ捕捉率の拡大を目指して、利用率が低い原因・課題を踏まえた上で、地方公共団体、民間会社、建設業団体、解体工事業団体等へC O B R I S利用について協力を要請する。

6) 定期的なデータ整理・統計化

データ整理は、各年度を基本に、四半期毎・月毎の集計も可能な限り実施し、データ収集頻度を向上させる。

（2）地域固有の課題解決の促進

大都市圏における再生クラッシャランの滞留懸念や大規模トンネル工事による建設発生土の発生量の増大など、地域ごとに異なる建設リサイクルの課題も顕在化しつつあることから、一定地域内において建設リサイクルの課題を十分把握した上で、その資源循環の推進等が必要である。

さらに、各地域で生じている課題について、まずは地方ブロック毎に対処していく、それを他の地域や全国にフィードバックしていくことが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

○各地域で生じている建設副産物に係る課題を解消するため、地方公共団体と連携して関係業界と意見交換の場を設け、各建設副産物対策地方連絡協議会を中心に地域固有の課題を抽出し、民間も含めた受発注者とその解決を図る。

なお、再生クラッシャランの利用促進を図るための施策は下記に示すとおりである。

- 1) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、再資源化施設におけるコンクリート塊等の受入状況や再生クラッシャランのストック状況等の物流実態を把握し、滞留懸念がある地域においてその変動のデータ化を行う。
- 2) 再生クラッシャラン及びクラッシャラン（新材）の利用状況（用途、利用量、利用率など）をモニタリングし、再生クラッシャランの利用が不十分な民間も含めた受発注者へヒアリングを行うとともに利用徹底を要請する。

（3）他の環境政策との統合的展開への理解促進

建設発生木材については、従来からマテリアルリサイクルを優先し、それが困難な場合はサーマルリサイクルという形で取り組んできている。そのほか、再生利用が困難な木材には焼却施設にて単純焼却処理されているものがあり、その部分については資源やエネルギーとして有効活用できる可能性がある。大気中に放出している熱エネルギーを回収することにより、地球温暖化対策にも資することが可能と考えられる。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

○再生利用が困難な木材の搬出先である焼却施設において、熱エネルギーの回収を促すため、地方公共団体と連携してバイオマス発電などの先進的な導入事例・効果の周知を図る。

（4）工事前段階における発生抑制の検討促進

発生抑制に関する取り組みについては、これまで各施策が推進されてきたが、今後は民間も含めた受発注者による「発生抑制」の取り組みを強化していく必要がある。

特に発生抑制に関しては、事業の計画・設計段階での対応が効果的であり、民間も含めた発注者や設計者による徹底を図ることが重要である。

また、住宅・建築物や社会資本の老朽化に伴う解体工事や維持管理工事、更新工事の増大による建設副産物の発生量増加の影響を小さくするため、工事前段階で発生抑制を十分に検討することが重要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- 個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階において実施可能な建設副産物の発生抑制に資する対策を十分検討する。民間も含めた発注者や設計者に対して同様の対応を働きかける。

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

現場から搬出される建設廃棄物には、現場での分別が十分に行われず建設混合廃棄物として搬出されているものや、直接最終処分場に搬出されているものが一部見受けられる。

また、再資源化施設に搬出する場合においても、個々の施設毎の再資源化・縮減能力が十分でない施設に搬出されていることもあることから、民間も含めた事業者は優良な施設へ搬出を図ることで、更なる再資源化・縮減を図る必要がある。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設混合廃棄物の排出削減を促進するため、建設混合廃棄物の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての施設への搬出の徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ②建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化施設への搬出を促進するため、直接最終処分の内容の詳細調査・分析を踏まえ、民間も含めた受発注者に対して再資源化施設への搬出徹底を要請し、取り組みを推進する。
- ③建設廃棄物の再資源化を推進するため、関係業界との連携の下で個々の再資源化施設における再資源化・縮減率を適切に把握し、建設混合廃棄物や建設汚泥の再資源化・縮減率が高い優良な再資源化施設への搬出を推進する。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。

なお、本節で述べている建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の再資源化・縮減率の向上を図るための施策は下記に示すとおりである。

- 1) 直接最終処分品目の内訳ならびに排出形態の詳細調査を実施し、現場分別ならびに再資源化施設への搬出が可能な品目を確認する。
- 2) 民間も含めた受発注者に対して、分別可能な混入物の現場分別ならびに個別品目としての再資源化施設への搬出の徹底について協力を依頼する。
- 3) 個別工事毎の建設混合廃棄物、建設発生木材、建設汚泥の搬出状況（品目、形態、搬出先、直接最終処分の要因など）をモニタリングし、現場分別ならびに

再資源化施設への搬出が不十分な民間も含めた受発注者へ搬出徹底を要請する。

- 4) 関係省庁、産業廃棄物業界と連携し、優良な再資源化施設の基準を定めた上で、再資源化・縮減率や再生製品の利用状況等が優れた再資源化施設を把握し公表を行う。
- 5) 優良な再資源化施設への搬出の優先実施を工事契約図書等で規定する。

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

今後、社会資本の維持管理・更新時代が到来する中、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、民間も含めた受発注者は建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図る取り組みを行っていくことが重要である。そのため、再生資材の利用状況に関する指標を導入し、モニタリングしていくことが必要であり、将来的には再生資材の利用に関する目標値（再生資材利用率など）の設定についても検討する。

また、地域内での需給バランスが大幅に崩れる場合などについては、環境負荷の小さい輸送モードの積極的利用も図りつつ、コストや環境負荷に留意し、品目毎に適切な需給バランスを構築できるよう、建設リサイクルを推進していくことが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設廃棄物由来の再生資材の更なる利用促進を図るため、再生資材の利用状況に関する新たな指標（再生資材利用率など）を導入するとともに、そのモニタリング結果に基づき利用が不十分な民間も含めた受発注者への利用徹底を要請し、利用への取り組みを推進する。
- ②建設汚泥の現場内・工事間利用等を促進するため、これらの先進的な利用事例（自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など）を広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る。
- ③資材製造者等の関係者に対して、民間も含めた受発注者が再生資材を利用しやすくなるための再生資材の品質基準やその保証方法の確立を働きかける。

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

建設発生土については、場外搬出量が土砂利用量を定常的に上回っており、その約半数は、建設工事のみでは有効利用できていない状況となっているため、更なる建設発生土有効利用策を講ずることが必要である。

そもそも建設発生土については、当該事業者がその発生抑制、再使用、適正処理に取り組むことが必要であるが、国としても事業者支援の観点から工事間有効利用の促進について取り組むことも必要である。

一方で、不適正な取扱いがなされている事例が一部で発生しており、その結果として、生活環境へ影響を及ぼした事案もみられたことから、より適正な取扱いを徹底することが必要である。

これらの課題の解決のため、重点的な取り組みとして、以下の施策を実施する。

- ①建設発生土の更なる有効利用を図るため、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
- ②建設発生土の内陸受入地での不適切な取扱いを抑止するため、その取扱い等に関する情報を把握するためのシステムを構築し、民間も含めた受発注者に対してシステムへの参画を働きかける。
- ③建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするための内陸受入地の選定等を努める。民間も含めた受発注者に対して同様の対応を働きかける。
- ④関係者と連携して、自然由来の重金属等を含む土砂等が適正に評価された安全性について一般市民への理解促進を進める。

なお、官民一体となった発生土の相互有効利用のマッチングを強化するためのシステムおよび内陸受入地での取扱い等に関する情報を把握するためのシステムの概要は下記に示すとおりである。

情報登録およびマッチングについては、

- 1) 建設発生土の場外搬出者はまだ搬出先が決まっていない土の発生場所、土量、土質、搬出予定期等をシステムに登録し、建設発生土の利用希望者は利用場所、利用量、土質、利用希望時期、利用方法等をシステムに登録する。その際、土質の品質証明については基本的に搬出側が行い、システム登録するものとする。
- 2) あわせて、システム管理者が発生土の一時ストックヤード、土捨場等の場所、受入可能容量、土質、受入可能時期、積み方について調査し、情報登録を行う。
- 3) その後、工事実施者と発生土利用希望者が、システム上で相互に情報閲覧し個別に調整する。
- 4) あわせてシステム管理者がマッチング調整役を担い、搬出者と利用希望者と

のマッチングを促進する。

- 5) システム管理者は一時ストックヤード、土捨場等の受入情報を定期的にチェックし、公衆災害（土砂崩落）の懸念がある場合は、個別調査により適切な取り扱いが行われているかを確認し、不適切な事例には是正を要請する。
- 6) また、一時ストックヤードで受入後に発生土を移動させる場合は、次の受入者にその後の利用箇所、利用土量、利用方法、積み方等の情報登録を要請する。
- 7) システムの確立にあたっては、建設業界に民間開発事業も含めた情報登録を依頼し、当初は一部地域でシステム試行運用し、課題抽出の上、データ入力や費用面で過度な負担がかからないよう配慮し、本格運用を行う。